

請 願

平成27年3月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年 月 日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ペー ジ
請願第1号	27. 2. 17	福島県最低賃金の引き上げと 早期発効を求める意見書提出 について	須賀川市	大倉雅志	1~5
			日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合会 議長 鈴木重一		
請願第2号	27. 2. 17	J Aグループの自己改革の実 現に向けた請願書	須賀川市	高橋秀勝	6~8
			すかがわ岩瀬農業協同組合 代表理事組合長 橋本正和		
請願第3号	27. 2. 18	商工業者に対する原発事故営 業損害賠償打ち切り（素案） の撤回を求める意見書提出の 請願	須賀川市	丸本由美子	9~10
			須賀川民主商工会 会長 円谷寅三郎		

請 願 書

2015年 2月17日

須賀川市議会
議 長 市村 喜雄 殿

請願者

住 所 福島県須賀川市

氏 名 日本労働組合総連合会

福島県連合会須賀川地区連合会

議長 鈴木 重一

紹介議員

大倉 雅志



福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の約4割を占める非正規労働者の所得の向上に寄与することから、政府が示す「日本経済がデフレからの脱却・経済の好循環」を確固たるものにするためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。

また、昨年の消費税率引き上げ、そして物価高の影響により、とりわけ低所得者層は厳しい生活を余儀なくされており、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも最低賃金額の引き上げと早期の発効が求められます。併せて、福島県の復興を加速させ促進するうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで、非常に重要な位置づけとなります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で689円となっており、その水準は2007年からの7年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

- (1) 福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げをはかる。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ上積み改正をはかる。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。



福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の約4割を占める非正規労働者の所得の向上に寄与することから、政府が示す「日本経済がデフレからの脱却・経済の好循環」を確固たるものにするためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。

また、昨年の消費税率引き上げ、そして物価高の影響により、とりわけ低所得者層は厳しい生活を余儀なくされており、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも最低賃金額の引き上げと早期の発効が求められます。併せて、福島県の復興を加速させ促進するうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで、非常に重要な位置づけとなります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で689円となっており、その水準は2007年からの7年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、本市議会は、福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要求する。

- (1) 福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げをはかる。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ上積みの改正をはかる。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

福島県労働局長

須賀川市議会

議長 市村喜雄

県最低賃金と全国平均最低賃金の推移（時間額）

	福島県（A）	全国平均（B）	格差（B-A）	A/B×100
1993年	534円	583円	49円	91.59%
1994年	546円	597円	51円	91.45%
1995年	558円	611円	53円	91.32%
1996年	571円	623円	52円	91.65%
1997年	584円	637円	53円	91.67%
1998年	595円	649円	54円	91.67%
1999年	600円	654円	54円	91.74%
2000年	606円	659円	53円	91.95%
2001年	610円	663円	53円	92.00%
2002年	610円	663円	53円	92.00%
2003年	610円	664円	54円	91.86%
2004年	611円	665円	54円	91.87%
2005年	614円	668円	54円	91.92%
2006年	618円	673円	55円	91.83%
2007年	629円	687円	58円	91.56%
2008年	641円	703円	62円	91.18%
2009年	644円	713円	69円	91.32%
2010年	657円	730円	73円	90.00%
2011年	658円	737円	79円	89.28%
2012年	664円	749円	85円	88.65%
2013年	675円	764円	89円	88.35%
2014年	689円	780円	91円	88.33%



2014年度地域別最低賃金額改正状況

連合 労働条件・中小労働対策局

ラ ン ク	都道府 県名	2013年度		2014年度改定		2014年度決定状況						発効日
		最低賃金額		最低賃金額		専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決		
		時間額	時間額	引上げ額	率							
A	1 東京	869	888	19	2.19%	8月4日		△☆	8月5日	△☆	10/1	
	2 神奈川	868	887	19	2.19%	8月5日		●	8月5日	●	10/1	
	3 大阪	819	838	19	2.32%	8月11日		▲	8月11日	▲	10/5	
	4 愛知	780	800	20	2.56%	8月4日		○	8月5日	○	10/1	
	5 千葉	777	798	21	2.70%	8月5日		●	8月5日	●	10/1	
B	6 埼玉	785	802	17	2.17%	8月4日		○	8月4日	○	10/1	
	7 京都	773	789	16	2.07%	8月21日		●	8月25日	●	10/22	
	8 兵庫	761	776	15	1.97%	8月5日	有	○	—	—	10/1	
	9 静岡	749	765	16	2.14%	8月8日		●	8月11日	●	10/5	
	10 三重	737	753	16	2.17%	8月5日		○	8月5日	○	10/1	
	11 広島	733	750	17	2.32%	8月5日		○	8月5日	○	10/1	
	12 滋賀	730	746	16	2.19%	8月12日		▲	8月12日	▲	10/9	
	13 栃木	718	733	15	2.09%	8月5日	有	○	—	—	10/1	
	14 茨城	713	729	16	2.24%	8月6日		○	8月8日	○	10/4	
	15 富山	712	728	16	2.25%	8月5日	有	○	—	—	10/1	
	16 長野	713	728	15	2.10%	8月5日		△	8月5日	△	10/1	
C	17 北海道	734	748	14	1.91%	8月12日		○	8月12日	○	10/8	
	18 岐阜	724	738	14	1.93%	8月4日		○	8月4日	○	10/1	
	19 福岡	712	727	15	2.11%	8月8日		●	8月11日	●	10/5	
	20 奈良	710	724	14	1.97%	8月6日		○	8月7日	○	10/3	
	21 群馬	707	721	14	1.98%	8月11日		△	8月11日	△	10/5	
	22 山梨	706	721	15	2.12%	8月5日		○	8月5日	○	10/1	
	23 岡山	703	719	16	2.28%	8月8日		○	8月11日	○	10/5	
	24 石川	704	718	14	1.99%	8月11日		▲	8月11日	▲	10/5	
	25 福井	701	716	15	2.14%	8月8日		△☆	8月8日	△☆	10/4	
	26 新潟	701	715	14	2.00%	8月8日		▲	8月8日	▲	10/4	
	27 和歌山	701	715	14	2.00%	8月19日		▲	8月20日	▲	10/17	
	28 山口	701	715	14	2.00%	8月5日		○	8月5日	○	10/1	
	29 宮城	696	710	14	2.01%	8月19日	有	○	—	—	10/16	
	30 香川	686	702	16	2.33%	8月5日	有	○	—	—	10/1	
D	31 福島	675	689	14	2.07%	8月6日		●	8月8日	●	10/4	
	32 山形	665	680	15	2.26%	8月19日		○	8月20日	○	10/17	
	33 愛媛	666	680	14	2.10%	8月18日	有	○	—	—	10/12	
	34 青森	665	679	14	2.11%	8月22日		●	8月26日	●	10/24	
	35 秋田	665	679	14	2.11%	8月11日	有	○	—	—	10/5	
	36 島根	664	679	15	2.26%	8月11日	有	○	—	—	10/5	
	37 徳島	666	679	13	1.95%	8月5日		▲	8月5日	▲	10/1	
	38 岩手	665	678	13	1.95%	8月8日		▲	8月8日	◆	10/4	
	39 佐賀	664	678	14	2.11%	8月8日		●	8月8日	●	10/4	
	40 鹿児島	665	678	13	1.95%	8月18日		▲	8月22日	▲	10/19	
	41 鳥取	664	677	13	1.96%	8月6日		○	8月8日	○	10/8	
	42 高知	664	677	13	1.96%	8月27日		▲	8月28日	▲	10/26	
	43 長崎	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲	10/1	
	44 熊本	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲	10/1	
	45 大分	664	677	13	1.96%	8月7日	有	○	—	—	10/4	
	46 宮崎	664	677	13	1.96%	8月19日	有	○	—	—	10/16	
	47 沖縄	664	677	13	1.96%	8月26日		▲	8月26日	▲	10/24	
	加重平均	764	780	16	2.09%							

※ 決定状況: ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対
 ■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席
 ※ 加重平均は、厚生労働省発表による

意見書提出先の氏名と住所

最低賃金引き上げ早期発効を求める意見書

提出先	氏名	住所	
衆議院議長	伊吹 文明 殿		
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	塩崎 恭久 殿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館	厚生労働省
福島県労働局長	引地 睦夫 殿	〒960-8021 福島市霞町 1-4-6 福島合同庁舎 5 階	福島労働局

平成27年 2月17日

須賀川市議会議長
市村 喜雄 様

J Aグループの自己改革の実現に向けた請願書

福島県須賀川市 [REDACTED]
すかがわ岩瀬農業協同組合
代表理事組合長 橋本 正和



(紹介議員)

高橋 秀勝



J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について

【請願趣旨】

J Aグループは、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、「J Aグループの自己改革」を決定しました。

J Aグループは、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現を目指して、総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に貢献していくことがJ Aの重要な役割と考えております。

J Aグループ福島としても、農業所得向上や食料自給率の向上、本県農業の復興促進等に最大限の役割を發揮すべく、平成28年3月の4 J Aへの合併構想実現を基本に自己改革に取り組んでおります。

しかし、政府からは、規制改革会議の提案に沿った、中央会の組織と監査制度の変更や准組合員の利用量規制の検討等の改革案が示され、生産現場からは農業所得の増大にどう結び付くのかとの疑問や、政府が進める「地方創生」に逆行し、誰のための改革なのかとの声が多くあがっています。

農協改革が真に農業振興や地域振興につながるものとなるためには、J Aグループの自己改革の実現が重要であり、そのためにも、今通常国会に提出される農協法改正案に、次の事項が確実に反映されるよう、政府・国会に対して強く働きかけることを要請します。

よって、下記事項についての意見書を政府及び関係機関に提出くださるようお願いいたします。

記

【請願事項】

1. 准組合員は、農業・地域経済の発展をともに支える農業者のパートナーとして「地方創生」にとっても重要であり、今後とも利用制限は行わないこと。
2. 新たな中央会は、引き続きJ Aの自己責任経営の確立を支援することが重要な任務であり、代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能が十分に發揮できるよう、農協法上に措置すること。また、J Aが監査法人による監査をうけるにあたっては負担増とならないよう担保すること。
3. J A・連合会の事業方式やガバナンス制度、法人形態は、組合員・会員の意思に基づき決定されるべきものでありこれを尊重すること。
4. J Aの総合事業は、農業・地域社会全体を守るために最も効果的な事業方式であることから、信用事業・共済事業の分離は強制しないこと。
5. 農協法の目的や組合の事業目的に、農業振興に加えて地域振興や地域の多面的機能發揮に果たす農協の役割を明記すること。

以上

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、今通国会で農協法の改正が予定されています。

J Aグループの自己改革の基本方向では、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現を目指して、総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に貢献していくことがJ Aの重要な役割としており、J Aグループ福島も、農業所得向上や食料自給率の向上、本県農業の復興促進等に最大限の役割を發揮すべく、平成28年3月の4 J Aへの合併構想実現を基本に自己改革に取り組んでおります。

しかし、法改正の骨格では、規制改革会議の提案に沿った中央会の組織と監査制度の変更や准組合員の利用制限のありかた検討などが示され、生産現場からは「農業所得の増大にどう結び付くのか」という疑問や、「政府が進める『地方創生』に逆行し、誰のための改革なのか」との声が多くあがっています。

J Aの地域インフラとしての機能は、地方経済・社会・コミュニティを維持・発展させ、「地方創生」を実現するための重要な役割をはたしており、J Aグループの農業振興と地域振興が一体となった取り組みは今後も必要不可欠であり、こうした方向での自主的改革を支援することが必要です。

よって、今通常国会における農協法改正案の審議にあたっては、農協改革が真に農業振興や地域振興につながるものとなるよう、J Aグループの自己改革実現に向け、次の事項が確実に反映されるよう強く要請します。

記

1. 准組合員は、農業・地域経済の発展をともに支える農業者のパートナーとして「地方創生」にとっても重要であり、今後とも利用制限は行わないこと。
2. 新たな中央会は、引き続きJ Aの自己責任経営の確立を支援することが重要な任務であり、代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能が十分に發揮できるよう農協法上に措置すること。また、J Aが監査法人による会計監査をうけるにあたっては負担増とならないよう担保すること。
3. J A・連合会の事業方式やガバナンス制度、法人形態は、組合員・会員の意思に基づき決定されるべきものであり、これを尊重すること。
4. J Aの総合事業は、農業・地域社会全体を守るために最も効果的な事業方式であることから、信用事業・共済事業の分離は強制しないこと。
5. 農協法の目的や組合の事業目的に、農業振興に加えて地域振興や地域の多面的機能發揮に果たす農協の役割を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿
内閣官房長官 殿
規制改革担当大臣 殿

須賀川市議会議長 市村 喜雄 殿

2015年2月18日

商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出の請願

請願者 須賀川市 [REDACTED]
須賀川民主商工会会長 円谷 寅三郎



紹介議員 丸本 由美子



経済産業省資源エネルギー庁と東京電力は、昨年12月25日、福島県商工会連合会に対する説明会において、商工業者に対する原発事故営業損害賠償を事故から5年となる2016年2月で終了とする方針（素案）を示した。

しかしながら、原子力発電所事故に伴う営業損害の終期の判断については、中間指針第2次追補において「基本的には被害者が従来と同じまたは同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされており、また、風評被害に対しても、中間指針において「客観的な統計データ等を参照しつつ、取引量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品またはサービスの特性などを勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である」としたうえで、その終期については一律に示すことは困難であるとしている。

さらには、原発事故現場は、現在も高濃度放射線のために核燃料がどのような状態にあるかさえもつかめず、事故の収束には程遠い状況にあることから、廃炉に向けた作業は、長期間困難が伴うものとなることが十分に想定され、福島県内の各産業に一定期間、風評被害が継続することは明らかである。

そうした状況にあるにもかかわらず、今回示された「素案」では、事業環境の回復が確認できる業種・業態があることを理由に農林漁業者を除く商工業者等への賠償を打ち切る考えが示された。1年以内に風評被害が皆無になる見通しがまったく立たないにもかかわらず、損害賠償を打ち切ることは到底納得のいくものではない。

よって、政府においては、2016年2月分をもって、損害賠償を終了するという方針を示した「素案」を撤回し、個々の事業者の実態に見合った営業損害賠償を引き続き継続することを強く求める。

請願項目

- 1、 2016年2月をもって損害賠償を打ち切る「素案」を撤回し、個々の事業者の営業損害を引き続き賠償する事を強く求める意見書の提出



商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書（案）

経済産業省資源エネルギー庁と東京電力は、昨年12月25日、福島県商工会連合会に対する説明会において、商工業者に対する原発事故営業損害賠償を事故から5年となる2016年2月で終了とする方針（素案）を示した。

しかしながら、原子力発電所事故に伴う営業損害の終期の判断については、中間指針第2次追補において「基本的には被害者が従来と同じまたは同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされており、また、風評被害に対しても、中間指針において「客観的な統計データ等を参照しつつ、取引量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品またはサービスの特性などを勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である」としたうえで、その終期については一律に示すことは困難であるとしている。

さらには、原発事故現場は、現在も高濃度放射線のために核燃料がどのような状態にあるかさえもつかめず、事故の収束には程遠い状況にあることから、廃炉に向けた作業は、長期間困難が伴うものとなることが十分に想定され、福島県内の各産業に一定期間、風評被害が継続することは明らかである。

そうした状況にあるにもかかわらず、今回示された「素案」では、事業環境の回復が確認できる業種・業態があることを理由に農林漁業者を除く商工業者等への賠償を打ち切る考えが示された。1年以内に風評被害が皆無になる見通しがまったく立たないにもかかわらず、損害賠償を打ち切ることは到底納得のいくものではない。

よって、政府においては、2016年2月分をもって、損害賠償を終了するという方針を示した「素案」を撤回し、個々の事業者の実態に見合った営業損害賠償を引き続き継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
須賀川市議会議長 市村 喜雄

内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣 あて